

報告第 1 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものであるので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 1 月 15 日提出

貝塚市長 酒井了

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 267,103 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,099,296 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 25 日 处分

貝塚市長 酒井了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,810,229	267,103	9,077,332
	2. 国庫補助金	1,415,258	267,103	1,682,361
歳 入 合	計	41,832,193	267,103	42,099,296

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		19,903,505	267,103	20,170,608
	2. 児童福祉費	8,511,376	267,103	8,778,479
歳 出 合	計	41,832,193	267,103	42,099,296

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,300